

農家レストランの設置等の農地利用規制の見直しについて

平成25年11月18日

農林水産省

農地転用許可制度

- 農地転用許可制度は、集団的な農地や土地改良事業を実施した農地を優良農地として確保し、農業上の支障が少ないところに転用需要を誘導していく仕組み。

農地転用許可制度 〈個別転用を規制〉

農用地区域



不許可

(農業用施設に該当する場合は許可)

第1種農地

〔集団的な農地
土地改良事業対象地 等〕



原則不許可

(農産物の加工・販売施設、農家レストラン等は許可)

第2種農地

〔第1種、第3種農地以外〕



原則許可

(第3種農地に立地困難な場合)

第3種農地

〔市街化が進展した地域〕



原則許可

市街化区域



届出制

農業振興地域制度

- 都道府県が、一体として農業振興を図るべき地域について「農業振興地域」として指定。
- 市町村が農業振興地域整備計画を策定。同計画において、農地等として利用すべき土地の区域について「農用地区域」として設定。

農業振興地域

〔 都道府県知事が一体として農業の振興を図るべき地域として指定 〕

農用地区域

〔 市町村が、農業振興地域整備計画で、集団的に存在する農地等について、確保すべき農地等として区域設定し、用途を指定 〕

農 地

農業用施設用地

農用地区域内での農業用施設の設置

- 現在、農用地区域内の農業用施設は、耕作又は養畜の業務に必要な畜舎、温室、農機具格納庫や主として自らが生産する農産物を原材料として使用する製造・加工施設、販売施設等。
- 今般、農家レストランについて、国家戦略特区において農業用施設に位置付け、農用地区域内に設置することができるよう要件を緩和。

農用地区域における農業用施設 (現行)



- ① 畜舎、温室、農産物集出荷施設、農産物貯蔵施設 等
- ② たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具格納施設 等
- ③ 農業者が設置・管理する次の施設
 - ・ 主として、自己の生産する農畜産物を原材料として使用する製造・加工施設
 - ・ 主として、自己の生産する農畜産物又は自己の生産する農畜産物を原材料として製造・加工されたものの販売施設

農家レストランが農用地区域内で設置可能に

「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」
(平成25年10月18日、日本経済再生本部決定)

5. 農業

(2) 農家レストランの農用地区域内設置の容認

- ・ 地域で生産される農畜産物又はそれを原材料として製造・加工したものの提供を行う農家レストランについて、農業者がこれを農用地区域内に設置できるよう、要件を緩和する。